

宇都宮市建築物等における木材利用の促進に関する基本方針

1 目 的

「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」（以下「法」という。）第12条の規定に基づき、宇都宮市（以下「市」という。）の木材利用方針を定め、建築物等への木材利用促進を通じて市内の林業・木材産業の振興や森林整備の促進を図るとともに、市民にやすらぎとぬくもりのある快適な公共空間を提供すること、二酸化炭素の吸収や水源の涵養などの森林の持つ公益的機能を高度に発揮させることを目的とする。

2 建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

市は、本方針に基づき、自ら整備する公共建築物等における木材の利用に率先して取り組むほか、民間建築物における木材の利用が促進されるよう、以下の事項に取り組むものとする。

（1）公共建築物等における木材の利用の促進

ア 木材の利用を促進する公共建築物等

本方針において木材の利用を促進する公共建築物等とは、法第2条第2項各号及び「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成22年政令第203号）」第1条各号で掲げられた建築物の他、公共土木施設や庁用物品等を含むものとし、以下のとおりとする。

公 共 建 築 物 （注1）
教育施設、社会福祉施設、運動施設、社会教育施設、住宅施設、行政施設など
公 共 土 木 施 設
農林業施設、道路施設、公園施設、河川・砂防施設、治山施設など
庁 用 物 品
公共建築物に係る全ての備品、事務用品等の消耗品

注1）公共建築物

本方針において、「公共建築物」とは、次に掲げる建築物をいう。

①市が整備する公共の用または公用に供する建築物

②国及び地方公共団体以外の者が整備する①に準ずる建築物

イ 利用を促進する木材

本方針で定める公共建築物等の整備において利用を促進する木材は、宇都宮市産出材（注2）及び栃木県産出材（注3）とする。

ただし、求められる性能や数量等の条件により宇都宮市産出材及び栃木県産出材の利用が困難である場合は、国内で生産された木材を基本とし、やむを得ない場合はそのほかの木材とする。

注2)宇都宮市産出材

宇都宮市内で素材生産された丸太及び当該原木から生産された木材

注3)栃木県産出材

栃木県内で生産された丸太及び当該丸太から生産された木材で、産地証明のなされたもの

（2） 建築物木材利用促進協定制度の活用

市は、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度の周知に努めるとともに、事業者等と協定を締結した場合には、市ホームページ等を活用した協定内容等の周知に努めるものとする。

（3） 森林施業・製材・建築に精通した人材の活用等

市は、公共建築物の整備において、地域の森林施業・製材・建築に精通した人材の活用に努めるとともに、民間建築物の整備においては、当該人材に関する情報提供に努めるものとする。

3 公共建築物等の整備における木材利用の目標

（1） 公共建築物における木質化

健康的で温もりのある快適な公共空間を提供するため、市が整備する公共建築物においては、建物の高さ（低層、高層）や構造（木造・非木造）等にかかわらず、可能な部分について内装等の木質化（注4）に努めるものとする。

注4)木質化

不燃材料などの仕上げ材が求められない建築物の外壁、内壁及び天井等の部分の仕上げ材に木材を利用すること。

（2） 公共建築物における木造化

市が整備する公共建築物のうち、建築基準法等の法令に基づく基準により耐火建築物とすることが求められていない公共建築物においては、施設の用途、保安・維持管

理，費用対効果などの観点を踏まえながら，可能な範囲で木造化^(注5)に努めるものとする。

注5)木造化

建築物の構造材(梁や柱)が木材で構成されていること

(3) 公共土木施設等における木材利用の推進

市が実施する公共土木施設・公共土木工事においては，自然環境や景観に配慮して，木材の利用に努めるものとする。

(4) 庁用物品における木材製品の利用

机・椅子や事務用品等の庁用物品においては，木材を原材料として使用した製品の利用に努めるものとする。

4 市民へのPR及び普及

市は，多くの市民が木造施設に触れ親しみ，木材の持つ良さや木材利用の意義を知ることのできるよう，毎年度市が整備する公共建築物等における木材の利用状況を把握するとともに，木材を利用した公共建築物のPR及び普及に努めるものとする。

5 その他木材利用の推進に必要な事項

(1) 公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

市が公共建築物の整備において木材を使用する場合は，一般に流通している木材を使用する等，設計上の工夫や効率的な木材調達によって，建設コストの低減を図るものとする。

また，公共建築物の整備にあたっては，建設コストだけではなく，維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分検討するとともに，利用者のニーズや木材利用による付加価値等も考慮し，これらを総合的に判断したうえで，木材の利用に努めるものとする。

(2) 公共建築物における木材利用の促進のための関係団体との連携

市は，市民へ潤いや癒しなど木の良さを実感できる機会を幅広く提供するために，公共建築物を整備する民間事業者や木材生産者，製材業者等の関係団体と連携し，木材の利用促進及び供給確保が図れるよう努めるものとする。

(3) 公共建築物における木材利用の促進のための連絡体制

市は、公共建築物及び公共土木施設等における木材の利用を着実に進めるため、木材利用の促進に向けた具体的な取組の検討等を行う庁内連絡会議を設置する。

附 則

本方針は、平成 25 年 3 月 28 日から適用する。

附 則

本方針は、令和 7 年 6 月 1 日から適用する。